

新潟県選挙管理委員会規程第5号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

第1条 公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等）</p> <p>第8条 令第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき指定する病院、<u>老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設（以下「病院等」という。）</u>は、別表第1に掲げる病院、別表第2に掲げる老人ホーム、別表第3の1に掲げる身体障害者支援施設及び別表第3の2に掲げる保護施設とする。</p> <p><u>2 前項の規定により指定する病院等の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院を含む。）で、概ね50床以上の病床を有するもの</u></p> <p><u>(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（介護・食事の提供・家事・健康管理のいずれかのサービスの提供を行うサービス付き高齢者向け住宅を含む。）で、概ね50人以上の人員を入所させることのできるもの</u></p> <p><u>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第28項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者を入所させる施設で、概ね50人以上の人員を入所させることのできるもの</u></p> <p><u>(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設で、概ね50人以上の人員を入所させることのできるもの</u></p> <p><u>(5) その他県委員会が適正な管理執行が確保できると認める病院等</u></p> <p><u>3 第1項の規定による指定を受けようとする病院等の長は、別記第3号様式により県委員会に申請</u></p> | <p>（病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等）</p> <p>第8条 令第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき指定する病院老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設は、別表第1に掲げる病院、別表第2に掲げる老人ホーム、別表第3の1に掲げる身体障害者支援施設及び別表第3の2に掲げる保護施設とする。</p> |

しなければならない。

- 4 県委員会は、前項の規定による病院等の長からの申請が第2項に規定する指定の基準に照らし適当であると認めるときは、当該病院等を不在者投票のできる病院等として指定するものとする。
- 5 前項の規定により指定を受けた病院等の長は、当該病院等を閉鎖したとき又は当該病院等の名称、所在地若しくは収容定員を変更したときは、別記第4号様式又は別記第5号様式により直ちにその旨を県委員会に報告しなければならない。
- 6 県委員会は、第4項の規定により指定した病院等が第2項に規定する指定の基準に該当しなくなったと認めるときその他指定を取り消すことが適当であると認めるときは、当該病院等の指定を取り消すことができる。
- 7 県委員会は、病院等を新たに指定したとき、既に指定している病院等が閉鎖したとき、病院等の指定を取り消したとき又は病院等が名称若しくは所在地を変更したときは、速やかにその旨を告示するものとする。
- 8 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第106条、第114条、第117条、第184条及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第13条の規定において準用又はその例によるとされている令第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき不在者投票のできる病院等については、県委員会が第1項の規定により指定した病院等をもってこれにあてる。

(ビラ証紙の交付)

第19条 前条のビラ証紙交付票の交付を受けた候補者又は候補者届出政党が、ビラ証紙の交付を受けようとする場合には、当該ビラ証紙交付票に当該候補者名又は当該候補者届出政党の名称及びその代表者名を記入し、これを県委員会に提出しなければならない。この場合、候補者又は候補者届出政党は、証紙をはるべきビラの見本を2枚(記載内容の異なるごとにそれぞれ2枚)添えて、別記第15号様式に準じて県委員会に届け出なければならない。

2～4 (略)

(検印の方法)

第24条 検印を受けようとする候補者届出政党は、第22条の検印票を提出しなければならない。この場合においては、検印票に当該候補者届出政党の名称及びその代表者名を記入しなければならない。

2～4 (略)

2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第106条、第114条、第117条、第184条、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条、第23条及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第13条の規定において準用又はその例によるとされている令第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき不在者投票のできる病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設については、県委員会が前項の規定により指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設をもってこれにあてる。

(ビラ証紙の交付)

第19条 前条のビラ証紙交付票の交付を受けた候補者又は候補者届出政党が、ビラ証紙の交付を受けようとする場合には、当該ビラ証紙交付票に当該候補者名又は当該候補者届出政党の名称及びその代表者名を記入するとともに、当該候補者又は代表者の印を押し、これを県委員会に提出しなければならない。この場合、候補者又は候補者届出政党は、証紙をはるべきビラの見本を2枚(記載内容の異なるごとにそれぞれ2枚)添えて、別記第15号様式に準じて県委員会に届け出なければならない。

2～4 (略)

(検印の方法)

第24条 検印を受けようとする候補者届出政党は、第22条の検印票を提出しなければならない。この場合においては、検印票に当該候補者届出政党の名称を記入するとともに、当該代表者において記名捺印しなければならない。

2～4 (略)

(検印の方法)

第87条 第85条の検印票の交付を受けた推薦団体が、検印を受けようとする場合には、当該検印票に推薦団体の名称並びに推薦演説会を開催する施設の名称及びその所在地並びに開催年月日並びに検印に関する責任者の氏名を記入し、これを県委員会に提出しなければならない。

2・3 (略)

4 検印したポスターが500枚に達しないときは、県委員会は検印票に検印したポスターの枚数を記入し、提出者に返すものとする。

(検印の方法)

第99条 検印を受けようとする確認団体は、第97条の検印票を提出しなければならない。この場合においては、検印票に当該政党その他の政治団体の名称及び検印に関する責任者名を記入しなければならない。

2～4 (略)

別記第1号様式及び第2号様式 削除

第6号様式 (第9条関係)

その1 候補者又は推薦届出者の場合
(略)

氏名

選挙事務所設置届

(略)

備考

1・2 (略)

3 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その2 候補者届出政党の場合
(略)

代表者氏名

選挙事務所設置届

(略)

備考

1 この届出は、新潟県選挙管理委員会及び選挙事務所が設置された市区町村の選挙管理委員会に、それぞれ行ってください。

2 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場

(検印の方法)

第87条 第85条の検印票の交付を受けた推薦団体が、検印を受けようとする場合には、当該検印票に推薦団体の名称並びに推薦演説会を開催する施設の名称及びその所在地並びに開催年月日並びに検印に関する責任者の氏名を記入するとともに、当該責任者の印をおし、これを県委員会に提出しなければならない。

2・3 (略)

4 検印したポスターが500枚に達しないときは、県委員会は検印票に検印したポスターの枚数を記入し、かつ、県委員会の印をおして提出者に返すものとする。

(検印の方法)

第99条 検印を受けようとする確認団体は、第97条の検印票を提出しなければならない。この場合においては、検印票に当該政党その他の政治団体の名称を記入するとともに、検印に関する責任者において記名捺印しなければならない。

2～4 (略)

別記第1号様式から第5号まで 削除

第6号様式 (第9条関係)

その1 候補者又は推薦届出者の場合
(略)

氏名 ㊟

選挙事務所設置届

(略)

備考

1・2 (略)

この届出は、新潟県選挙管理委員会及び選挙事務所が設置された市区町村の選挙管理委員会に、それぞれ行ってください。

その2 候補者届出政党の場合
(略)

代表者氏名 ㊟

選挙事務所設置届

(略)

備考

この届出は、新潟県選挙管理委員会及び選挙事務所が設置された市区町村の選挙管理委員会に、それぞれ行ってください。

合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第7号様式（第9条関係）

その1 候補者又は推薦届出者の場合
(略)

氏名

選挙事務所異動届

(略)

備考

1・2 (略)

3 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その2 候補者届出政党の場合
(略)

代表者

選挙事務所異動届

(略)

備考

1 この届出は、新潟県選挙管理委員会及び選挙事務所が設置された市区町村の選挙管理委員会に、それぞれ行ってください。

2 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第8号様式（第9条関係）

(略)

氏名

選挙事務所設置（異動）承諾書

(略)

第9号様式（第9条関係）

推薦届出代表者証明書

(略)

氏名

第7号様式（第9条関係）

その1 候補者又は推薦届出者の場合
(略)

氏名 ㊟

選挙事務所異動届

(略)

備考

1・2 (略)

その2 候補者届出政党の場合
(略)

代表者 ㊟

選挙事務所異動届

(略)

備考

この届出は、新潟県選挙管理委員会及び選挙事務所が設置された市区町村の選挙管理委員会に、それぞれ行ってください。

第8号様式（第9条関係）

(略)

氏名 ㊟

選挙事務所設置（異動）承諾書

(略)

第9号様式（第9条関係）

推薦届出代表者証明書

(略)

氏名 ㊟

(略)

氏名

(略)

氏名

第11号様式 (第12条関係)

(略)

申請者

選挙事務所標札再交付申請書

(略)

備考

1～3 (略)

4 候補者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第14号様式 (第18条関係)

(略)

候補者名

(略)

代表者名

(略)

選挙運動用ビラ証紙交付票

(略)

| |
|-------------|
| (略) |
| (略) |
| 県選挙管理委員会取扱者 |
| (略) |

備考 候補者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第15号様式 (第19条関係)

(略)

候補者

(略)

代表者名

選挙運動用ビラ届出書

(略)

(略)

氏名 ㊞

(略)

氏名 ㊞

第11号様式 (第12条関係)

(略)

申請者 ㊞

選挙事務所標札再交付申請書

(略)

備考

1～3 (略)

第14号様式 (第18条関係)

(略)

候補者名 ㊞

(略)

代表者名 ㊞

(略)

選挙運動用ビラ証紙交付票

(略)

| |
|--------------|
| (略) |
| (略) |
| 県選挙管理委員会取扱者印 |
| (略) |

第15号様式 (第19条関係)

(略)

候補者 ㊞

(略)

代表者名 ㊞

選挙運動用ビラ届出書

(略)

備考 候補者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第17号様式（第22条関係）

(略)

代表者名

(略)

選挙運動用ポスター検印票（証紙交付票）

(略)

| | |
|-----|-----------------|
| (略) | |
| (略) | 県選挙管理委員会 取扱者 |
| (略) | |

備考 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第18号様式の2（第25条関係）

(略)

代表者名

選挙運動用ポスター見本提出書

(略)

備考 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第21号様式（第28条関係）

(略)

公職の候補者等の氏名

(略)

表示板交付申請書

(略)

備考 公職の候補者等本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示

第17号様式（第22条関係）

(略)

代表者名 ㊟

(略)

選挙運動用ポスター検印票（証紙交付票）

(略)

| | |
|-----|------------------|
| (略) | |
| (略) | 県選挙管理委員会 取扱者印 |
| (略) | |

第18号様式の2（第25条関係）

(略)

代表者名 ㊟

選挙運動用ポスター見本提出書

(略)

第21号様式（第28条関係）

(略)

公職の候補者等の氏名 ㊟

(略)

表示板交付申請書

(略)

又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第22号様式（第28条関係）

（略）

代表者の氏名

（略）

表示板交付申請書

（略）

公職の候補者等の氏名

備考 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第23号様式（第30条関係）

（略）

公職の候補者等の氏名

（略）

代表者の氏名

（略）

表示板再交付申請書

（略）

備考 公職の候補者等又は後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、公職の候補者等又は後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第26号様式（第37条関係）

（略）

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長(氏名)

ポスター掲示場の減数協議書

（略）

第28号様式の2（第46条関係）

証明書

（略）

氏名

候補者届出政党の名称

（略）

代表者の氏名

備考 候補者又は候補者届出政党の代表者本人が

第22号様式（第28条関係）

（略）

代表者の氏名 ㊟

（略）

表示板交付申請書

（略）

公職の候補者等の氏名 ㊟

第23号様式（第30条関係）

（略）

公職の候補者等の氏名 ㊟

（略）

代表者の氏名 ㊟

（略）

表示板再交付申請書

（略）

第26号様式（第37条関係）

（略）

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長(氏名) ㊟

ポスター掲示場の減数協議書

（略）

第28号様式の2（第46条関係）

証明書

（略）

氏名 ㊟

政党その他の政治団体の名称

（略）

代表者の氏名 ㊟

届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第29号様式（第47条関係）

その1
(略)

何選挙 候補者
個人演説会開催申出書

(略)

1～5 (略)

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(略)

その2
(略)

代表者名

(略)

代表者名

政党演説会（政党等演説会）開催申出書

(略)

1～3 (略)

備考 候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(略)

第34号様式（第56条関係）

(略)

氏名

(略)

選挙公報掲載申請書

(略)

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届

第29号様式（第47条関係）

その1
(略)

何選挙 候補者 ㊟
個人演説会開催申出書

(略)

1～5 (略)

(略)

その2
(略)

代表者名 ㊟

(略)

代表者名 ㊟

政党演説会（政党等演説会）開催申出書

(略)

1～3 (略)

(略)

第34号様式（第56条関係）

(略)

氏名 ㊟

(略)

選挙公報掲載申請書

(略)

け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第35号様式（第56条関係）

選挙公報掲載文原稿用紙

(略)

(※欄は記入しないこと)

(略)

第36号様式（第59条関係）

(略)

氏名

選挙公報掲載撤回申請書

(略)

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第37号様式（第59条関係）

(略)

氏名

選挙公報掲載文修正申請書

(略)

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第39号様式（第71条関係）

その1

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

(略)

候補者

(略)

備考

1～3 (略)

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の

第35号様式（第56条関係）

選挙公報掲載文原稿用紙

(略)

(※印欄は記入しないこと)

(略)

第36号様式（第59条関係）

(略)

氏名 ㊤

選挙公報掲載撤回申請書

(略)

第37号様式（第59条関係）

(略)

氏名 ㊤

選挙公報掲載文修正申請書

(略)

第39号様式（第71条関係）

その1

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

(略)

候補者 ㊤

(略)

備考

1～3 (略)

署名その他の措置がある場合はこの限りでは
ありません。

その2

ビラ作成契約届出書

(略)

候補者

(略)

備考

1 契約届出書には、契約書の写しを添付して
ください。

2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人
確認書類の提示又は提出を、その代理人が届
け出る場合にあつては委任状の提示又は提出
及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提
出を行ってください。ただし、候補者本人の
署名その他の措置がある場合はこの限りでは
ありません。

その3

ポスター作成契約届出書

(略)

候補者

(略)

備考

1 契約届出書には、契約書の写しを添付して
ください。

2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人
確認書類の提示又は提出を、その代理人が届
け出る場合にあつては委任状の提示又は提出
及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提
出を行ってください。ただし、候補者本人の
署名その他の措置がある場合はこの限りでは
ありません。

第40号様式（第72条関係）

その1

自動車燃料代確認申請書

(略)

候補者

(略)

備考

1～4 (略)

5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人
確認書類の提示又は提出を、その代理人が届
け出る場合にあつては委任状の提示又は提出
及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提
出を行ってください。ただし、候補者本人の
署名その他の措置がある場合はこの限りでは
ありません。

その2

ビラ作成契約届出書

(略)

候補者 ㊤

(略)

備考

契約届出書には、契約書の写しを添付して
ください。

その3

ポスター作成契約届出書

(略)

候補者 ㊤

(略)

備考

契約届出書には、契約書の写しを添付して
ください。

第40号様式（第72条関係）

その1

自動車燃料代確認申請書

(略)

候補者 ㊤

(略)

備考

1～4 (略)

| | |
|--|--|
| <p>その2 ビラ作成枚数確認申請書 (略) 候補者(氏名) (略) 備考 1～3 (略) <u>4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</u></p> | <p>その2 ビラ作成枚数確認申請書 (略) 候補者(氏名) ㊟ (略) 備考 1～3 (略)</p> |
| <p>その3 ポスター作成枚数確認申請書 (略) 候補者(氏名) (略) 備考 1～3 (略) <u>4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</u></p> | <p>その3 ポスター作成枚数確認申請書 (略) 候補者(氏名) ㊟ (略) 備考 1～3 (略)</p> |
| <p>第42号様式 (第74条関係) その1 選挙運動用自動車使用証明書 (自動車) (略) 候補者 (略) その2 選挙運動用自動車使用証明書 (燃料) (略) 候補者 (略) その3 選挙運動用自動車使用証明書 (運転手) (略) 候補者 (略)</p> | <p>第42号様式 (第74条関係) その1 選挙運動用自動車使用証明書 (自動車) (略) 候補者 ㊟ (略) その2 選挙運動用自動車使用証明書 (燃料) (略) 候補者 ㊟ (略) その3 選挙運動用自動車使用証明書 (運転手) (略) 候補者 ㊟ (略)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>第42号様式の2（第74条関係） ビラ作成証明書 (略) 候補者 (略)</p> | <p>第42号様式の2（第74条関係） ビラ作成証明書 (略) 候補者 ㊤ (略)</p> |
| <p>第43号様式（第74条関係） ポスター作成証明書 (略) 候補者 (略)</p> | <p>第43号様式（第74条関係） ポスター作成証明書 (略) 候補者 ㊤ (略)</p> |
| <p>第45号様式（第76条関係） (略) 氏名 出納責任者選任届 (略) 備考 1 選任者が候補者届出政党である場合は、<u>選任者欄には当該政党の名称、事務所所在地及び代表者名を記載してください。</u> 2 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</p> | <p>第45号様式（第76条関係） (略) 氏名 ㊤ 出納責任者選任届 (略) 備考 選任者が候補者届出政党である場合は、<u>選任者欄には当該政党の名称、事務所所在地及び代表者名を記載してください。</u></p> |
| <p>第46号様式（第76条関係） (略) 氏名 出納責任者異動届 (略) 備考 1 選任者が候補者届出政党である場合は、<u>選任者欄には当該政党の名称、事務所所在地及び代表者名を記載してください。</u> 2 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</p> | <p>第46号様式（第76条関係） (略) 氏名 ㊤ 出納責任者異動届 (略) 備考 選任者が候補者届出政党である場合は、<u>選任者欄には当該政党の名称、事務所所在地及び代表者名を記載してください。</u></p> |
| <p>第47号様式（第76条関係） (略) 氏名 出納責任者選任（異動）承諾書</p> | <p>第47号様式（第76条関係） (略) 氏名 ㊤ 出納責任者選任（異動）承諾書</p> |

(略)

第48号様式 (第77条関係)

(略)

氏名

出納責任者職務代行開始届

(略)

備考

- 1 推薦届出者氏名欄は、出納責任者を選任した推薦届出者も事故があるとき又は欠けたときのみ記入してください。
- 2 職務代行者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、職務代行者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第49号様式 (第77条関係)

(略)

氏名

出納責任者職務代行終了届

(略)

備考

- 1 推薦届出者氏名欄は、出納責任者を選任した推薦届出者も事故があるとき又は欠けたときのみ記入してください。
- 2 職務代行者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、職務代行者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第51号様式 (第85条関係)

(略)

推薦演説会周知用ポスター検印票

(略)

検印責任者

| |
|-----------------|
| (略) |
| (略) 県選挙管理委員会取扱者 |
| (略) |

備考 検印責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、検印責任

(略)

第48号様式 (第77条関係)

(略)

氏名 ㊤

出納責任者職務代行開始届

(略)

備考

推薦届出者氏名欄は、出納責任者を選任した推薦届出者も事故があるとき又は欠けたときのみ記入してください。

第49号様式 (第77条関係)

(略)

氏名 ㊤

出納責任者職務代行終了届

(略)

備考

推薦届出者氏名欄は、出納責任者を選任した推薦届出者も事故があるとき又は欠けたときのみ記入してください。

第51号様式 (第85条関係)

(略)

推薦演説会周知用ポスター検印票

(略)

検印責任者 ㊤

| |
|------------------|
| (略) |
| (略) 県選挙管理委員会取扱者印 |
| (略) |

者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第54号様式（第90条関係）

(略)

代表者

政談演説会開催届出書

(略)

備考 確認団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、確認団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第56号様式（第95条関係）

(略)

代表者名

政治活動用ビラ届出書

(略)

備考 確認団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、確認団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第57号様式（第97条関係）

(略)

検印（証紙請求）責任者

(略)

政治活動用ポスター検印票（証紙交付票）

(略)

(略)

(略)

県選挙管理委員会取扱者

(略)

備考 検印（証紙請求）責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、検印（証紙請求）責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第58号様式（第97条関係）

(略)

第54号様式（第90条関係）

(略)

代表者 ㊟

政談演説会開催届出書

(略)

第56号様式（第95条関係）

(略)

代表者名 ㊟

政治活動用ビラ届出書

(略)

第57号様式（第97条関係）

(略)

検印（証紙請求）責任者 ㊟

(略)

政治活動用ポスター検印票（証紙交付票）

(略)

(略)

(略)

県選挙管理委員会取扱者印

(略)

第58号様式（第97条関係）

(略)

| | |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">検印責任者</p> <p style="text-align: center;">政治活動用ポスター検印票の交付申請書 (略)</p> <p><u>備考</u> 検印責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、検印責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</p> | <p style="text-align: center;">検印責任者 ㊟</p> <p style="text-align: center;">政治活動用ポスター検印票の交付申請書 (略)</p> |
| <p>第59号様式の2 (第100条関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">証紙請求責任者</p> <p style="text-align: center;">政治活動用ポスター見本提出書 (略)</p> <p><u>備考</u> 証紙請求責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、証紙請求責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</p> | <p>第59号様式の2 (第100条関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">証紙請求責任者 ㊟</p> <p style="text-align: center;">政治活動用ポスター見本提出書 (略)</p> |
| <p>第62号様式 (第102条関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">代表者名</p> <p style="text-align: center;">政談演説会開催告知用立札、 看板の類の証紙交付申請書 (略)</p> <p><u>備考</u> 確認団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、確認団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</p> | <p>第62号様式 (第102条関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">代表者名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">政談演説会開催告知用立札、 看板の類の証紙交付申請書 (略)</p> |
| <p>第63号様式 (第104条関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">代表者名</p> <p style="text-align: center;">政党その他の政治団体の機関紙(誌)届 (略)</p> <p><u>備考</u> 確認団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、確認団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</p> | <p>第63号様式 (第104条関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">代表者名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">政党その他の政治団体の機関紙(誌)届 (略)</p> |

第64号様式（第104条関係）

（略）

新潟県選挙管理委員会委員長（氏名）
受理届

（略）

第64号様式（第104条関係）

（略）

新潟県選挙管理委員会委員長（氏名）
受理届

（略）

第2条 公職選挙法等執行規程の一部を次のように改正する。
別記第2号様式の次に次の3様式を加える。

新潟県選挙管理委員会委員長 様

代表者

指 定 申 請 書

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定により、施設の長が不在者投票管理者となる施設として、下記の施設を指定されるよう申請します。

記

- 1 施設 の 名 称
- 2 施設 の 所 在 地
(〒 -) (TEL - -)
- 3 代表者の氏名
- 4 収容定員（病床数）
- 5 常時入所（入院）者数
- 6 設 立 年 月 日
- 7 職 員 数
 - (1) 職 員 総 数 人
 - (2) 日中の勤務人数 平日 人、土日 人
- 8 不在者投票を記載する場所
階 室（ m²）
- 9 添 付 書 類
 - (1) 市区町村選挙管理委員会の意見書
 - (2) 施設の概要（パンフレット等）
 - (3) 施設の平面図（不在者投票を記載する場所を明示したもの）
 - (4) 施設長の経歴
 - (5) 施設職員の一覧表（収容定員（病床数）が50に満たない場合のみ）
 - (6) 施設職員の勤務割り（収容定員（病床数）が50に満たない場合のみ）
 - (7) その他参考となるもの

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

新潟県選挙管理委員会委員長 様

代表者

異 動 届

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定により、施設の長が不在者投票管理者となる施設として指定された当施設について、下記のとおり異動があったので届け出ます。

記

1 異動の内容 新

旧

2 異動年月日

（備 考）

次の事項に異動があった場合に提出してください。

- ・ 施設 の 名 称
- ・ 施設 の 所 在 地
- ・ 収 容 定 員 （ 病 床 数 ）

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

新潟県選挙管理委員会委員長 様

代表者

廃 止 届

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定により、施設の長が不在者投票管理者となる施設として指定された当施設について、下記のとおり廃止するので届け出ます。

記

- 1 施設 の 名 称
- 2 施設の所在地
(〒 -) (TEL - -)
- 3 収容定員（病床数）
- 4 廃止予定年月日

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。